

# 三重フライングクラブ会則

## 第1章 総則

- 第1条 本クラブは「三重フライングクラブ」と称し、略称をMFCとする。
- 第2条 昭和41年に陸上自衛隊明野航空学校（明野飛行場）をホームベースに結成。
- 第3条 活動拠点を三重フライングクラブ飛行場（三重県松阪市星合町の雲出川河川敷）とする。
- 第4条 本クラブの会計年度は、1月1日～12月31日とする。

## 第2章 目的

- 第1条 本クラブはラジコン同好者をもって構成し、飛行の安全の更なる向上を図るためラジコン技術の向上に努めると共に親睦をはかる事を目的とする。

## 第3章 役員

- 第1条 会長1名、副会長1名、会計1名、事務局1名でクラブを運営する。
- 第2条 事務局を以下に置く。  
三重県津市片田町46-1 村田 宅

## 第4章 会員

- 第1条 会員は、以下の会費を納入したものをいう。
- 入会金 10,000円
  - 年会費 6,000円（但し途中入会者は月割りとする。）
  - 年会費納入時期 新会員は入会時、既存会員は1月中とする。

第2条 会員は第三者賠償保険に加入すること。

第3条 次の場合会員資格を失効する。

- (1) 会費を1月中に理由なく納入しないとき。
- (2) クラブ又は会員の名誉を棄損又は故意に活動妨害などがあったとき。
- (3) 本規定に著しく違反したとき。

## 第5章 個人情報保護

第1条 本クラブの個人情報の保護の考え方について、一般の個人情報保護法を遵守し、加えて本クラブの名簿等の取り扱いは、事務局が責任を持って管理する。当然の如く他の人への漏洩、流用は厳禁とする。

## 第6章 飛行場使用規定

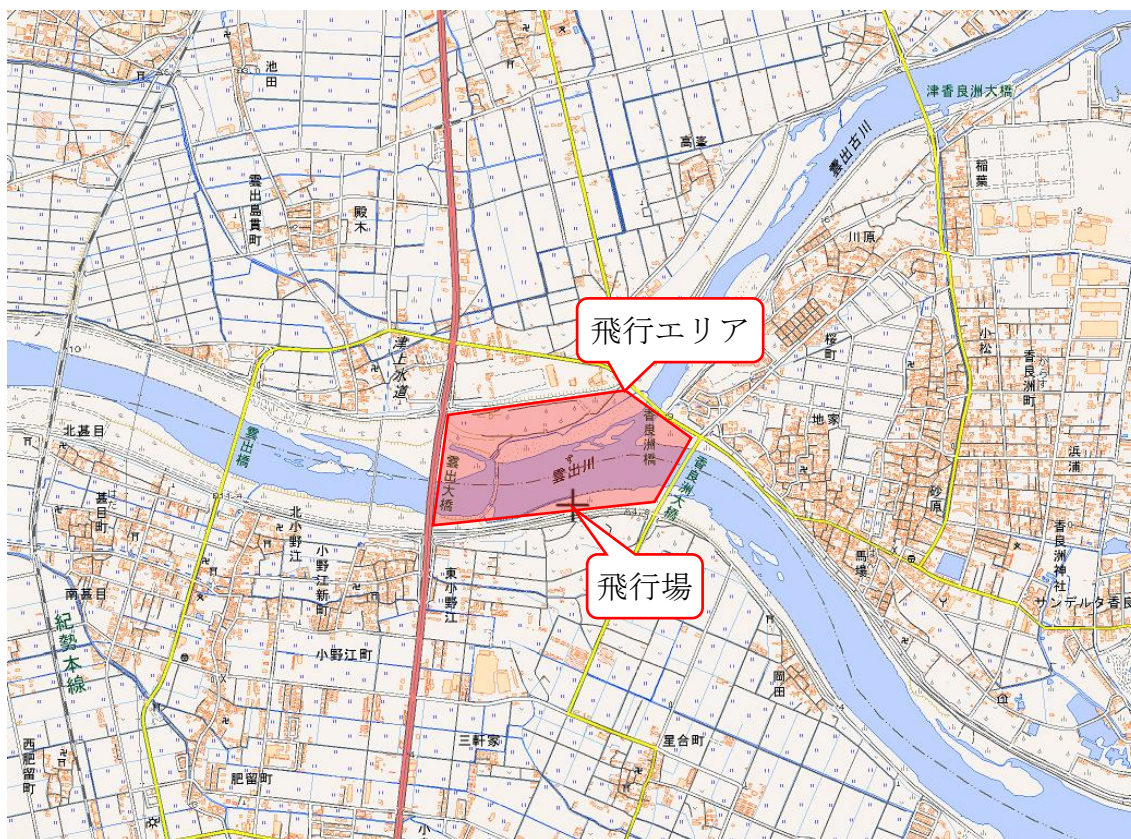
第1条 原則、会員のみ使用可能とする。特別な場合として、会長が許可した場合には会員以外のものでも使用可能とする。

第2条 飛行時間は、日の出から日の入りとする。

第3条 エンジンには効果のある消音器を取り付け、騒音によって地域に迷惑をかけないこと。

第4条 日本模型連盟規定による機体仕様限界に該当しない機体は、飛行禁止とする。

第5条 飛行エリアは、以下のとおりとする。



- (1) 南北は、雲出川左岸堤防と右岸堤防の間とする。（道路上空は飛行禁止）
- (2) 東西は、雲出大橋と香良洲大橋の間とする。（道路上空は飛行禁止）
- (3) 上空は、高度 150m 未満とする。
- (4) 第三者又は第三者の船、自動車などとの間に 30m 以上の距離を保つこと。

第6条 飛行前には、機体・メカの整備を充分に行い、安全に心がけること。（別添参照）

第7条 アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと。

第8条 飛行時には助手を付け周囲の状況を監視すること。

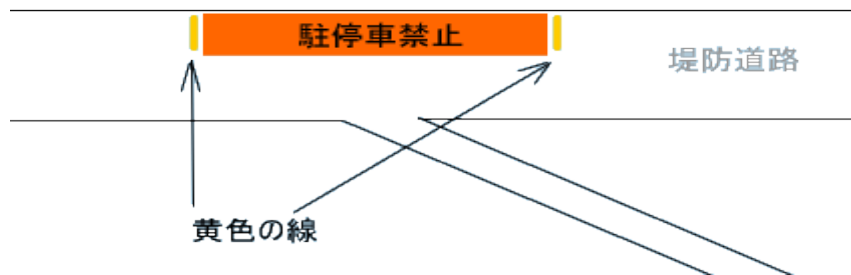
第9条 事故を起こした場合は、当事者がすべて責任を負うこと。

第10条 その他「三重フライングクラブ 安全飛行のための規則」参照し安全飛行に留意する。

第11条 ゴミは必ず持ち帰り飛行場に捨てないこと。

第12条 自動車の駐車は飛行場の中央部分の堤防上の道路には駐車しないこと、堤防の反対側の畑に自動車が下りやすいようにするため。

# 飛行場



### 三重フライングクラブ 安全飛行のための規則

ラジコン機の飛行にあたって、クラブ会則や飛行場使用規定等のほか、下記の事項を遵守し、常に安全を最優先とした安全管理を徹底する。

1. 「無人航空機の飛行に係る許可書」の写しを必ず携行し、航空法等各種法令、規則を遵守して飛行する。
2. 無人航空機を飛行させる際には、以下に基づき関係機関と常に連絡が取れる体制を確保する。
  - ・ 関西空港事務所運航情報官 050-3198-2870
  - ・ 明野駐屯地航空管理課 0596-37-0111 (内 263)
3. 飛行は日出から日没までの間に行う。
4. 天候に常に留意し、飛行の安全に努める。特に強風時等、荒天の場合は飛行を中止する。
5. 飛行前、飛行後の機体の点検を必ず実施する。(別添参照)
6. アルコール又は薬物の影響により、ラジコン機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させない。
7. 送受信機の機能及びバッテリーの状態をフライト毎に確認する。
8. 無線操縦装置等に障害が生じた場合など、万が一を想定し、モーター又はエンジンには必ずフェールセーフ機能を設定する。
9. 飛行空域内に人などが立ち入っていないか常に注意して飛行する。
10. 150m 以上の高さの空域において飛行を行う場合は、飛行経路全体を見渡せる位置に、ラジコン機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監

視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う。

11. 航空機との衝突を避けるため、常に周辺を監視し、航空機が接近した場合には飛行の中止等を行い航空機の飛行に影響を与えない。
12. 周囲の人に迷惑をかけない騒音対策等を行う。
13. ラジコン機と地上又は水上の人又は物件との間には最低30m以上の距離を保つ。
14. 機体の所有者を明確にするため、各々の機体に、模型飛行士登録番号又はラジコン操縦士登録番号等を明記する。
15. 日本模型航空連盟準会員の資格又はラジコン操縦士登録等（第三者賠償責任保険）の期限が切れていないか確認する。
16. 事故等が起きた場合は、許可を受けた関係機関（関西空港事務所等）に対し、ドローン情報基盤システム（事故等報告機能）を用いて速やかに報告し、クラブ責任者に連絡をとる。報告事項は、飛行に関する許可年月日及び番号、操縦者の氏名、発生日時及び場所、無人航空機の名称、事故等の概要、その他参考事項など。  
なお、事故等とは、ラジコン機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損壊、飛行時における機体の制御不能（\*操縦ミスを除く）及び発火、航空機との衝突若しくは接近事案などを指す。  
ただし、事故等及び報告の詳細は「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」による。  
※操縦ミス：電波範囲外、確認不足のバッテリー切れ、失速、気象に起因するミス等
17. 負傷者の救護が必要な事態が発生した場合は、直ちに無人航空機の飛行を中止し、負傷者の救護や危険を防止するための措置（消防・警察への通報等）をとる。  
なお、詳細は「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」による。
18. 物件のつり下げ又は曳航を行わない。（グライダーの曳航を除く）
19. 150m以上の高さの空域でラジコン機を飛行させる場合は、あらかじめ関西空港事務所及び野駐屯地と調整した方法により、当該空域で飛行を予定

する日時、飛行高度（上限、下限）、機体数及び機体諸元などを連絡すること。

20. 本クラブの会員等を対象に年1回以上の研修会を開催し、ラジコン機の安全な運用に関する情報の収集、実技講習等を通して資質の向上を図る。
21. 無人航空機（ラジコン機）の飛行予定の情報（飛行日時、飛行経路、飛行高度等）をあらかじめドローン情報基盤システム（飛行計画通報機能）を用いて通報する。また、飛行経路にかかる他の無人航空機の飛行計画の情報について当該システムを用いて確認する。  
なお、詳細は「無人航空機の飛行計画の通報要領」による。
22. 飛行させる場所が緊急用務空域に指定されていないことを確認する。
23. 空域内には航空機が飛行することに留意し、航空機が飛行している場合には無人航空機と適度な距離を保つ、あるいは一時的に飛行を取りやめる。
24. 無人航空機同士の衝突等の危険があるので、同時飛行を禁止する。

三重フライングクラブ会長  
松下 高史

(別添)

## ラジコン機の点検・整備

### 1. 飛行前の点検

- \* 組立部位その他の各ビス類の締め付けは十分か
- \* エルロン、エレベーター、ラダーなどの舵面の支持固定は正常か
- \* プロポの距離テストを含め各舵の作動方向、受信機フェールセーフ機能は正常か
- \* サーボモーター、リンケージ動作などに異音、異常はないか
- \* 機体廻りの傷、損傷などはないか
- \* バッテリーの充電量、電圧などは十分か
- \* 動力の回転方向や音は正常か
- \* 表示する登録記号に汚れ、かすれ、剥がれ等がなく、明瞭に判読できる状態か
- \* リモート ID 搭載機の場合、そのリモート ID 機能は正常に作動しているか

### 2. 飛行後の点検

- \* 機体にゴミの付着や傷などはないか
- \* 各部のビス類の緩みはないか
- \* バッテリーの異常な発熱はないか

### 3. 飛行毎など定期的に以下の事項について点検を実施する

- \* 主翼の取り付け部分の損傷、ガタ、歪などはないか
- \* 水平尾翼の取り付け部分の損傷、ガタ、歪などはないか
- \* 垂直尾翼の取り付け部分の損傷、ガタ、歪などはないか
- \* 各バッテリーの容量、電圧、充電時間などは正常か



## 日本模型航空連盟規定による機体仕様限界

最大離陸重量	15kg
最大翼面積	250dm <sup>2</sup>
最大回転翼面積	250dm <sup>2</sup>
最大翼面荷重	200g/dm <sup>2</sup>
最大ピストンエンジン排気量	125cc
最大タービンエンジン推力	15kg
最大無負荷動力電圧	51V